省令

○総務省令第百三十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

総務大臣　武田　良太

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第十五号中「㉓」を削る。

附　則

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

○外務省令第十五号

ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律（平成十八年法律第百三号）第十二条の規定に基づき、及び同法を実施するため、ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

外務大臣　茂木　敏充

ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律施行規則（平成十八年外務省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（口頭による請求等） **第八条**　［略］ ２　前項の陳述を聴取した関係職員は、陳述事項に基づいて特別一時金請求書の様式に従って聴取書を作成し、これを請求者に読み聞かせた上で、請求者とともに記名するものとする。	（口頭による請求等） **第八条**　［同上］ ２　前項の陳述を聴取した関係職員は、陳述事項に基づいて特別一時金請求書の様式に従って聴取書を作成し、これを請求者に読み聞かせた上で、請求者とともに記名押印するものとする。

備考　表中の［　］の記載及び全体に付した傍線は注記である。